

厚生労働大臣 殿

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 令和6年10月31日

厚生労働大臣 殿

②申請・届出者

(ふりがな) あくあ かぶしきがいしゃ

氏 名 ACUA株式会社

だいひょうとりしまりやく かわにし しょうだい

代表取締役 河西 翔大

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	あくあ かぶしきがいしゃ ACUA株式会社
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒171-0022 電話 03 (5937) 3849 とうきょうと としまく みなみいけぶくろ 東京都豊島区南池袋二丁目49番7号池袋パークビル1階
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	(担当) 代表取締役 河西 翔大 TEL 03 (5937) 3849

【一般登録型】

個人職業紹介事業 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 _____

事業所の名称 ACUA株式会社

事業所の所在地 東京都新宿区高田馬場2丁目17番3号

東京三協信用金庫本店ビル8階820号室